

Z—61—D

法人税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験開始後1時間及び試験終了前10分間は退場できません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
鉛筆、赤のインキ及び修正液(修正テープを含む。)を用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 試験問題は、平成23年4月18日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「D1～D10」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 —50点—

問 1 内国法人である A 社(3月末決算)は、貸金業を営む 100% 子会社である内国法人の B 社(3月末決算)が多額の不良債権を抱えて業績不振に陥っていることから、当面の資金繰りを支援するため、平成 24 年 1 月 25 日に、B 社が保有している X 社に対する金銭債権をその帳簿価額である 100,000,000 円で買い取った(当該金銭債権の時価は 10,000,000 円とする。)

なお、A 社は、個人株主によってその発行済株式の全部を保有されている法人であり、B 社から買い取った金銭債権を同年 3 月末までに売却又は貸倒処理することなく、そのまま保有している。

この場合の A 社及び B 社の当期(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの事業年度をいう。)における税務上の処理はどのようになるか。その法的な理由・考え方を、仕訳を示しながら簡潔に説明しなさい。

問 2 電気製品の製造業を営む内国法人の C 社(3月末決算)は、その製造工場を建設するため、D 市の工場誘致条例に基づき、平成 23 年 9 月 26 日に、D 市が所有する土地を 300,000,000 円で取得した(当該土地の時価は 500,000,000 円とする。)

D 市においては、一定規模以上の工場を建設する場合には、その許可を受ける条件として、D 市の開発指導要領に基づき負担金を支払わなければならないこととされており、C 社は同年 10 月 3 日に 50,000,000 円の負担金を D 市に支出した。この負担金は、周辺住民の生活環境の保持を目的として、工場敷地に隣接する D 市の所有地に緩衝緑地を設置する費用に充てられた。

この場合の C 社の当期(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの事業年度をいう。)における税務上の処理はどのようになるか。その法的な理由・考え方を、仕訳を示しながら簡潔に説明しなさい。

(注) 解答は答案用紙の指定された枠内に記載すること。

〔第二問〕 —50点—

内国法人である甲株式会社(以下「甲社」という。)は、A県B市に所在し、自動車部品製造業を営む年1回3月末決算の法人であり、毎期継続して青色申告書を提出している。税理士であるあなたは、甲社の依頼により同社の税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行っており、当期(平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度をいう。)についても、平成24年4月25日に甲社の経理担当者から株主総会(平成24年5月下旬を予定)に提出する決算書の原案及び必要資料(以下、併せて「決算書原案」という。)の提示を受け、決算書及び法人税申告書の作成及び助言行為を行うこととなった。

以下の〔資料1〕から〔資料7〕までにに基づき、問1から問7までの各設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、次の事項を前提とする。

- (1) 甲社は、前期から「中小企業の会計に関する指針」に準拠した会計処理及び表示を志向していることから、できる限り決算書原案を修正することとする(《参考1》を参照)。
 - (2) 確定申告に当たって必要な明細の記載及び証明書類の添付その他の手続は、いずれも適法に行われるものとする。
 - (3) 計算方法が2以上ある場合には、設問中に指示されている場合を除き、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなる計算方法を用いるものとする。
 - (4) 甲社は、消費税及び地方消費税について税抜経理を行っているが、解答に当たっては消費税及び地方消費税について考慮する必要はないものとする。
 - (5) 前期(平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業年度をいう。)以前からの青色欠損金額の繰越しはない。
 - (6) 答案用紙の別表は、簡略化され、一部変更されたものである。
 - (7) 解答に当たり補足すべき事項がある場合は、適宜補足して解答するものとする。
- (注) 解答は答案用紙の指定された枠内に記載すること。

〔資料1〕 減資に関する事項

1 甲社は乙株式会社(以下「乙社」という。)の100%子会社である。甲社は、当期首における資本金の額が120,000,000円であったところ、平成23年10月に無償減資(形式的な減資)により資本金の額を100,000,000円とした。この減資は欠損てん補に該当しない。決算書原案に反映されている会計上の仕訳は次のとおりであり、減資差益は決算書原案では損益計算書の特別利益の部に計上されている。なお、この減資の決議を行った株主総会の議事録には、減少する資本金の額のうち5,000,000円を準備金とする旨が記載されている(《参考2》及び《参考3》を参照)。

(借方) 資本金 20,000,000円 (貸方) 減資差益 20,000,000円

また、甲社の経理担当者から、「当社は資本金の額が100,000,000円となったが、中小企業税制の適用があるか。適用がある場合、具体的にどのような制度があるか。」という質問を受け

ている。

- 2 乙社は個人株主によって発行済株式の全部を保有されている同族会社であり、不動産賃貸業及び不動産売買業を主たる事業としており、その事業年度は毎期1月1日から12月31日までである。同社の純資産の部(一部)の最近の状況は次のとおりである。なお、その他資本剰余金に該当する項目は発生していない。

(単位：円)

年 月 日	資本金の額	資本準備金の額
平成23年 1月 1日	600,000,000	100,000,000
平成23年 4月 1日	600,000,000	100,000,000
平成23年 12月 31日	500,000,000	200,000,000
平成24年 3月 31日	400,000,000	300,000,000

問 1 減資に関して、次の(1)から(4)までの問いに答えなさい。

- (1) 甲社が行った減資は、法人税法上どのように取り扱われるのか、その要点を答えなさい。

また、株主である乙社における処理について、処理が必要な場合はその内容の要点を、処理が必要でない場合はその理由の要点を答えなさい。

- (2) 決算書原案を前提に、必要な場合は、減資差益の処理に係る決算修正仕訳を示しなさい。

- (3) 当期の「別表五(→)II 資本金等の額の計算に関する明細書」を示しなさい。

- (4) 甲社に中小企業税制の適用があるかどうかについて、乙社との資本関係に触れながら、その判定の時期及び根拠を答えなさい。

また、甲社に中小企業税制の適用がある場合に、その適用がある制度のうち、主要と考える5項目とその概要を答えなさい。

〔資料 2〕 乙社との土地取引に関する事項

- 1 甲社は、乙社が所有しているC土地を7年前より製品を出荷する配送用車両の駐車場用地として賃借している。乙社の平成22年12月31日現在の貸借対照表に計上されている土地のうち、C土地に係る金額は9,500,000円である。乙社は平成23年6月1日にC土地を9,500,000円で甲社に譲渡し、甲社は同土地を譲り受けた。C土地に係る固定資産税の年税額は1,200,000円であり、C土地に係る譲渡契約書には「平成23年6月1日以後の固定資産税相当額については、固定資産税精算金として甲社が乙社に対して支払う。」旨が記載されている。C土地に係る譲渡対価及び固定資産税精算金は、同日に決済された。なお、甲社及び乙社間において、この決済された金額以外の金員が授受される予定はない。

甲社の決算書原案では、C土地は購入代価の9,500,000円で計上されており、また、C土地に係る固定資産税精算金は租税公課として処理されている。C土地は市街化区域にあり、路線価が付されており、路線価方式によるC土地の評価額は56,000,000円である。近隣に所在するC土地と利用形態等が類似している土地の路線価は、公示価格の80%相当額となっている。

なお、乙社の平成22年12月31日決算における法人税申告書別表五(一)は次のとおりであり、平成23年6月1日に甲社に譲渡するまで、金額の変動はない。

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
C土地	1,000,000			1,000,000

- 2 C土地の適正な賃借料は月額300,000円であり、甲社は乙社に対して平成23年3月31日に平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間に係るものとして両社の契約書に基づき3,600,000円を支払い、その全額を支払日の属する事業年度の損金の額に算入している。この処理は、賃貸借契約の当初から継続的に行われている。C土地の譲渡取引に伴い、平成23年6月分から平成24年3月分までの賃借料に相当する金額が乙社から甲社に振り込まれたが、甲社の決算書原案では仮受金として計上されている。甲社の経理担当者から、「前期の申告について修正申告をする必要があるのではないか。」という質問を受けている。
- 3 甲社は、C土地の取得に関連して登録免許税及び司法書士への報酬(合計560,000円)を支出したが、決算書原案ではこの金額は仮払金となっている。

問2 乙社との土地取引に関して、次の(1)から(4)までの問いに答えなさい。

- (1) 甲社におけるC土地に係る取得価額を、計算過程及びその理由を示しつつ算定しなさい。
- (2) C土地の取得に係る乙社との取引に関して、必要な場合は、その申告調整を示しなさい。
- (3) C土地の取引に関して、甲社と乙社の間で行うべき税務上の手続について、その要点を答えなさい。
- (4) C土地の賃借料に関して、甲社の前期の申告に係る修正申告の要否及びその理由の要点を答えなさい。

〔資料 3〕 交際費等及び寄附金に関する事項

決算書原案には次の項目が含まれている。

項目	金額	備 考
交際費 (損益計算書)	7,127,730 円	全額が租税特別措置法第 61 条の 4 第 3 項に規定する交際費等に該当する。
交際費 (製造原価報告書)	200,000 円	
安全協力会費 (製造原価報告書)	500,000 円	甲社の下請企業で構成されている安全協力会への補てん金であり、その実質は甲社が主催するゴルフ大会の費用である。
募集関係費 (損益計算書)	3,500,000 円	内訳は、社員の募集に要した共通費用 1,500,000 円と内定者 5 名に係る懇親会費 2,000,000 円である。なお、内定者のうち 1 名は入社を辞退し、4 名が平成 24 年 4 月から入社している。
旅費交通費 (損益計算書)	26,500,000 円	同業者団体の記念式典に出席するための旅費及び宿泊費 120,000 円が含まれている。
寄附金 (損益計算書)	4,430,000 円	内訳は次のとおりである。 ① 日本赤十字社に対して支出した寄附金 300,000 円 (経常経費に充てられるものである) ② 災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金で、地元の新聞社に対して拠出した寄附金 500,000 円 (最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書で明らかにされている。) ③ B 市において社会福祉事業を行っている民間団体に対して支出した寄附金 2,000,000 円 ④ 地元の県立高校の図書館が完成したことを記念して、高校が希望する図書(図書は県に帰属することとなっている。)を書籍店から購入して寄贈した費用 1,600,000 円 (うち 400,000 円は平成 24 年 4 月 20 日を期日とする手形による支払である。) ⑤ 地元の神社で安全祈願をした際に支出した奉納金 30,000 円 (領収書はないが、社内規定に基づく「支払報告書」が作成されて保存されている。)
雑費 (損益計算書)	300,000 円	工場の一部が災害により通常の製造活動ができなくなった下請企業に対する見舞金である。領収書はないが、社内規定に基づく「支払報告書」が作成されて保存されている。

甲社の経理担当者から、「工場で発生した交際費等は、当期製品製造原価となるもののほか、仕掛品や製品として棚卸資産にも含まれているので、一時的であっても二重課税となる部分があるのではないか。」という質問を受けている。

問 3 交際費等及び寄附金に関して、次の(1)から(3)までの問いに答えなさい。

- (1) 当期の「別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書」を示しなさい。
- (2) 当期の「別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書」を示しなさい。
- (3) 「工場で発生した交際費等は、当期製品製造原価となるもののほか、仕掛品や製品と

して棚卸資産にも含まれているので、一時的であっても二重課税となる部分があるのではないか。」という質問に対する説明の要点を答えなさい。説明に際して必要な場合は、次の金額を用いるものとする。

- ① 支出交際費等の額 10,000
- ② 同上のうち損金不算入額 1,000
- ③ ①のうち売上原価に含まれている金額 8,000
- ④ ①のうち期末棚卸資産に含まれている金額 2,000

〔資料 4〕 控除対象外消費税額等

甲社の前期における課税売上割合は、遊休資産となっていた土地を譲渡したことから 77.4%であった。当期の決算書原案には繰延消費税額が 135,000 円計上されている。この金額は前期から繰り越されてきたものであり、前期においては損金算入限度額に相当する金額が損金の額に算入されている。当期において繰延消費税額に係る処理はされていない。

問 4 控除対象外消費税額等に関して、当期の損金算入限度額を、計算過程及びその理由を示しつつ算定しなさい。

〔資料 5〕 「法人税、住民税及び事業税」及び租税公課

1 甲社の法人税、住民税(県民税及び市民税)及び事業税(地方法人特別税を含む。)の金額は、次のとおりである。

① 前期分

(単位：円)

	法人税	県民税	市民税	事業税	合計
年 税 額	18,400,000	1,000,000	2,900,000	6,800,000	29,100,000
予 定 納 税 額	8,700,000	450,000	1,400,000	3,000,000	13,550,000
納付すべき税額	9,700,000	550,000	1,500,000	3,800,000	15,550,000

② 当期分

(単位：円)

	法人税	県民税	市民税	事業税	合計
年 税 額	16,600,000	1,200,000	3,350,000	8,000,000	29,150,000
予 定 納 税 額	9,000,000	500,000	1,450,000	3,400,000	14,350,000
納付すべき税額	7,600,000	700,000	1,900,000	4,600,000	14,800,000

甲社は、前期より、法人税、住民税及び事業税(受取配当及び利子に係る源泉所得税を含む。)を発生基準により損益計算書の「税引前当期純利益(損失)」の次に「法人税、住民税及び事業税」として計上しており、事業年度の末日時点における未納付の税額は、貸借対照表の流動負債に「未払法人税等」として計上している(《参考 1》を参照)。

2 甲社の決算書原案の租税公課の内訳は次のとおりである。

内 訳	金 額	備 考
受取利息に係る源泉所得税及び利子割税	186,000円	所得税額139,500円及び県民税利子割額46,500円が含まれた総額が受取利息として決算書原案に反映されている。
固定資産税	5,650,000円	C土地に係る固定資産税精算金として処理した金額が含まれている。
その他	4,100,000円	いずれも損金の額に算入されるものである。

問 5 「法人税、住民税及び事業税」及び租税公課に関して、当期の「別表五(二) 租税公課の納付状況等に関する明細書」を示しなさい。

〔資料 6〕 貸倒引当金に関する事項

- 前期において、一括評価金銭債権の貸倒れによる損失の見込額として3,600,000円を計上したところ、申告書の作成段階で一括貸倒引当金繰入限度額が3,585,000円であることが判明したので、差額については申告調整することで対応した。
- 決算書原案には、次の事実が示されている。

項 目	金 額	備 考
受取手形	40,000,000円	決算書原案の貸借対照表に含まれていないが、個別注記表に表示されている割引手形が8,000,000円ある。
売掛金	56,000,000円	E社に対する取引保証金13,500,000円が含まれている。平成15年8月に同社に対して15,000,000円を差し入れたものであり、取引条件の見直しにより、平成24年1月より毎月500,000円の返還を受けている。甲社は入金管理の処理上、売掛金として取り扱っている。

また、当期末における金銭債権のうち実質的に債権とみられない金額は800,000円である。なお、個別評価金銭債権に該当するものは、従来から生じていない。

- 貸倒実績率の算定に必要な資料は次のとおりであり、金額はいずれも税務上の適正額である。

(単位：円)

事 業 年 度	一括評価金銭債権 の 帳 簿 価 額	貸倒損失の額
平成20年4月1日～平成21年3月31日	105,000,000	2,500,000
平成21年4月1日～平成22年3月31日	87,000,000	3,600,000
平成22年4月1日～平成23年3月31日	93,300,000	5,800,000
合 計	285,300,000	11,900,000

- 当期から、法人税法上の繰入限度額に相当する金額が貸借対照表に表示されるように、貸倒引当金を計上することとする。また、前期までは洗替法により処理していたが、当期からは差

額補充法により処理することとする。

問 6 貸倒引当金に関して、次の(1)から(3)までの問いに答えなさい。

- (1) 当期の一括評価金銭債権に係る繰入限度額を、計算過程及びその理由を示しつつ算定しなさい。
- (2) 決算書原案を前提に、繰入限度額相当額が貸借対照表に表示されるように、貸倒引当金の計上に係る決算修正仕訳及び申告調整を示しなさい。
- (3) 差額補充法により処理する場合に、申告に際して必要と思われる事項を答えなさい。

〔資料 7〕 減価償却に関する事項

前期の平成 22 年 12 月 20 日に納入を受け、試運転の後、平成 23 年 1 月 17 日から事業の用に供している研磨装置(輸送用機械器具製造業の用途に利用している。)について、契約に基づく仕様書どおりの性能が認められないことが判明した。値引交渉の結果、当期の平成 23 年 6 月 7 日に値引額(2,500,000 円)が確定し、同月末に値引額相当額が入金されたが、決算書原案では仮受金として処理されている。甲社が機械及び装置について選定している減価償却の方法は定率法であり、当初の購入価額は 12,500,000 円である。なお、この研磨装置に係る当期の減価償却費の額は決算書原案に反映されていない。また、前期においては普通償却に係る償却限度額に相当する金額のみを減価償却費として損金の額に算入している。

なお、減価償却費の算定に必要な資料は次のとおりである。

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令)

別表第二 機械及び装置の耐用年数表(抄)

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用年数
23	輸送用機械器具製造業用設備		9 年

別表第八 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表(抄)

耐用年数	定率法の償却率	改定償却率	保証率
9 年	0.278	0.334	0.04731

問 7 減価償却に関して、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

- (1) 値引額が確定したことにより研磨装置に係る帳簿価額を減額することとした場合における当期の減価償却限度額を、計算過程及び理由を示しつつ算定しなさい。
- (2) 値引き及び減価償却に係る決算修正仕訳を示しなさい。減価償却費は償却限度額相当額を計上するものとする。

〔その他〕 当期利益及び所得金額に関する事項

〔資料1〕から〔資料7〕までの項目及び問題文中に記載されていない項目について、決算書原案の修正と申告調整を適正に行ったところ、法人税申告書別表四「所得の金額の計算に関する明細書」の「仮計」欄の総額は86,500,000円となった。

《参考1》 中小企業の会計に関する指針(抄)

中小企業の会計に関する指針(以下「本指針」という。)は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体が主体となり、法務省、金融庁及び中小企業庁の参画を得て策定され、平成17年8月に公表されたものであり、年次ごとの見直し及び改正が行われている。

○第3項(本指針の目的)

本指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。

〔以下略〕

○第58項(法人税、住民税及び事業税)

当期の利益に関連する金額を課税標準として課される法人税、住民税及び事業税は、発生基準により当期で負担すべき金額に相当する金額を損益計算書において、「税引前当期純利益(損失)」の次に「法人税、住民税及び事業税」として計上する。また、事業年度の末日時点における未納付の税額は、その金額に相当する額を「未払法人税等」として貸借対照表の流動負債に計上し、還付を受けるべき税額は、その金額に相当する額を「未収還付法人税等」として貸借対照表の流動資産に計上する。

〔以下略〕

○第59項(源泉所得税等の会計処理)

受取配当や利子に関する源泉所得税のうち、法人税法及び地方税法上の税額控除の適用を受ける金額については、損益計算書上、「法人税、住民税及び事業税」に含めて計上する。

《参考2》 会社法(抄)

(資本金の額の減少)

第447条 株式会社は、資本金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する資本金の額
- 二 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額
- 三 資本金の額の減少がその効力を生ずる日

2 〔略〕

3 〔略〕

《参考3》 会社計算規則(抄)

(資本準備金の額)

第26条 株式会社の資本準備金の額は、第一款及び第二款並びに第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 法第447条の規定により資本金の額を減少する場合(同条第1項第2号に掲げる事項を定めた場合に限る。) 同号の準備金とする額に相当する額

二 〔略〕

2 〔略〕

(その他資本剰余金の額)

第27条 株式会社のその他資本剰余金の額は、第一款及び第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 法第447条の規定により資本金の額を減少する場合 同条第1項第1号の額(同項第2号に規定する場合にあっては、当該額から同号の額を減じて得た額)に相当する額

二 〔略〕

三 〔略〕

2 〔略〕

3 〔略〕